

広島県生活衛生適正化審議会議事録要旨

- 1 日 時 令和7年6月30日（月） 午後2時00分から3時30分
- 2 場 所 広島県庁 北館2階 第2会議室
- 3 出席者 委員総数14名 出席者数12名 欠席者数2名
（鈴木委員、林委員、原委員、加藤委員、石原委員、沖野委員、面迫委員、山本委員、田房委員、星野委員、片岡委員、野田委員）
- 4 議 題 一般公衆浴場の入浴料金の指定について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局食品生活衛生課生活衛生グループ
電話（082）513-3097
- 6 会議の内容
〈開会等〉
 - 午後2時、委員14名中12名が出席し、広島県生活衛生適正化審議会条例第6条第3項の規定に基づき、会議が成立したことを確認し開会。
 - 審議会の公開について、知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則に基づき、本審議会は公開とし、議事録を公開する。
 - 健康福祉局健康危機管理担当部長あいさつ
 - 事務局説明「本審議会及び一般公衆浴場の入浴料金の指定について」
 - 会長が議長となり、会長が会長代行者並びに議事録署名人2名を指名。

〈審議内容〉

事務局説明

審議資料1から審議資料3（P1～P10）について説明

- ・ 入浴料金改定額について、広島県公衆浴場業生活衛生同業組合からは、大人料金480円を500円に改正するよう申請書の提出があったが、県が過去の実態調査をもとに試算し現在の経営状況を検討した結果では、大人料金550円が妥当との結果であった。しかし、県は最終的に組合理事会の意見を尊重し大人料金500円を審議会に対し諮問し説明した。

質疑・意見交換

会長発言： 事務局から説明があった、御意見等あれば伺いたい。

A委員発言： 480円から500円への20円の値上げは妥当と思う。あまり値上げすると客離れの要因となるが、このあたり行政としての考えはどのように考えるか。

事務局： 今回は試算の結果であり、今後の実態調査を踏まえた場合、適正価格についていつの場合でも適正価格を審議する必要があると考えている。

A委員発言： 今後、行政として補助の考えはあるか。

事務局： 現在、施設整備費や利子補給等の支援策があり、既に3,000万円の原資を補助し、組合としての貸付事業を支援しているため、新たなものは現在検討していない。

会長発言： 広島県の生活衛生適正化審議会に諮られるという理由は、衛生を保つということの重要性があるからだろうと思う。所得が低い方や、自宅に浴槽がない等の事情がある方が、入浴できる意味合いからすれば、料金は低いほうがいいが、他方で経営が成り立たないといけない。

B 委員発言： 経営状況が好転していないことから、値上げをすることはやぶさかではないが、利用者にとって目に見える形でのサービス向上をお願いする。

C 委員発言： 浴場業の事業者は、365 日のうち 300 日以上営業をしている。それでも黒字は少なく、7 割が免税施設。あとの 3 割が課税施設で、今頑張っている銭湯だが、結局どこが苦しいかというと税金。消費税が 10% 上がり統制価格の中に含まれ、これを外税にすると、その 3 割の銭湯もかなり楽になる。
だから、資料の 9 ページで、550 円だったら楽になるとはそういう意味じゃないかと思う。

D 委員発言： 今の物価上昇局面にある中で、施設を維持する視点からいうと、入浴料金の値上げに対する消費者の受けとめも、上げないとやっていけない経営者の悩みも双方がやっぱり理解し合っていかなければいけない。県は、施設が適切な価格転嫁のもとに必要な経費を消費者に負担をかけるということを、責任を持って周知をしていただきたい。

E 委員発言： 皆さんが言われたように価格を上げることはもう今の時代仕方がないと思う。
大変経営が厳しいのはわかるので、消費者へ銭湯が大事だという PR を行い、業者だけではなくみんなで底上げしたい。

会長発言： この物価高が急激に過去 2 年ぐらいで進んでおり、料金を上げるということ自体は、許容できるということかと思う。先ほどの、内税のものを外税にというのは制度的に難しいとは思いますが、公衆浴場組合から申請された料金は 500 円ということだったこともあり、料金上限の金額として 500 円であることを決めようとしている。

これを決めたからと言って、各浴場に関して、経営者の判断で料金をそれ以下に決められるということでもあり、県の試算では 500 円ではなくて 550 円がむしろ適当ではないかとの意見でもある。資料では、大阪はすでに 600 円、東京、神奈川、福岡で 550 円ということで、その他また値上げを検討している県もあるかに聞いている。

そうした中で、500 円でいいのか。

F 委員発言： 先ほど他の委員が言われた税込み 550 円であれば、かなりどの銭湯もやっていけるのではないかと言われたことは全く最もだと思う。他の業種でも、この 2 年間でほとんどの事業者が値上げをされ、石油製品、ボイラーを焚く油を数多く扱う業種では、最低でも 10% 以上は値上げを各自されている。

一番価格転嫁されたところでは 2 年前と比べると、30% 近く上げられたという事例もあり、組合が出された 500 円という数字は、本当は銭湯の事業者がかなり努力していかないと、今後も本当厳しい状態かなと思う。

G 委員発言： 前回も話をさせてもらったが、銭湯の役割である。
国民の生活において清潔で生活をしていくところもあるが、昨今の災害や地震の現場の

ニュースでは、家のお風呂が使えない場合、特に能登半島地震など寒い時期に家の風呂が使えなくつらい思いをされた、こうした場合に町に1つ銭湯があると非常に大きな力を持つ。

災害現場に出向いた際に、お風呂に入れてあげたい思いがすごく強くなる。

銭湯の経営が安定して、銭湯が長く続き長く残ってもらえる施設になってもらえれば一番だと思うので、値上げはやむなしと思う。

H 委員発言： 現在、住んでいる町には銭湯はないが、皆さんの御意見を聞いていると、500 円だけでいいんだろうかというのが私の率直な意見。

I 委員発言： 金額の面でいうと、妥当なのは多分 550 円だと。現在の職種でも、何もかもが上がっている状況で、550 円の税込というのが妥当ではないかなと思う。

会長発言： 最初、事務局からの説明で、県の試算では、現状で妥当なのは 550 円じゃないかということもあったが、浴場業組合の方から出されてきたのは 500 円である。

銭湯に行って 500 円玉 1 枚持って行けるのと、1,000 円札持っておつりをもらわないといけないというのは結構違うとして、御検討されたかと思われる。

ただ、昨今の物価の状況を見ると、今回ここで決めて、また向こう 3 年 5 年このまんまというわけにもいかないだろうと思われる、やはり状況も大きく変化しており、各燃料も大きく変わる可能性もある。

そういったことで、今回、幾らに決める必要がるのですが、また状況により 1 年後にもう一度考えなきゃいけないとか、そういうこともあるかと思うが如何か。

J 委員発言： 私も値上げは本当に仕方がないと思う一方、読み落としていたとかびっくりしたのが、これが税込価格っていうこと。本来税込みならば 550 円ってというのが、県の試算の通り、正しいのだろうなと思う。

でも、組合の方で、500 円って決められたのならそちらを尊重するのも大事だと思う。

K 委員発言： 私は、スーパー銭湯は行ったことはあるものの、これまで銭湯行ったことがなく、どういうところなのかと思い行ってきたが、地域住民の方が楽しそうに交流され、明るく話し掛けてくださる場所だった。

28 ページにあるように、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第 4 条 1 項には、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進に努めないといけないと書いてあって、銭湯はお風呂に浸かって体を綺麗にすることだけではなく、現在なかなか隣の人と話がしにくい世の中で、いろんな方と交流ができて、楽しく生活ができる住民相互の交流っていうのできるすごく大切な場なんなんだろうと感じた。

料金を上げると利用者の方が本当にがっかりされると思うが、銭湯がなくなったら、本当に困られる方もあると思うし、御自宅にお風呂がない方も、災害のときにも本当に大切なものだと思う。どうか銭湯が、ずっと長続きできるように、今回は価格改定は仕方がないと思う。

会長発言： ありがとう。御意見も出尽くしたようですので、これまでの審議を総括すると、本審議会としては、この諮問された価格 500 円というのが、妥当なものではないかというふうに考えるが如何か。

しかし、先ほど説明があったが現在の収支状況を考慮すると入浴料金についてもっと協議が必要との考え方もある。

このため今回答申としては、諮問通り大人 500 円、中人 200 円小人 100 円ということで、答申したいと思うが、付帯意見として、例えば「県は、今年度実施予定の実態調査の結果を浴場組合に提供し、浴場組合は再度公衆浴場入浴料金改正の必要性を検討し、その結果を県と共有した上で、県は令和 8 年度の早い時期に再度審議会の開催が図られるよう検討すること。」という付帯意見をつけるということとしては如何か。

委員全員： 異議なし

会長発言： ありがとうございます。事務局は答申書の作成をお願いします。
答申案です。

令和 7 年 6 月 30 日付で諮問のこのことについて、現行の公衆浴場入浴料金の統制額を次の額に改定することを、適当と認めます。

なお、県は今年度実施予定の実態調査の結果を浴場組合に提供し、浴場組合は再度公衆浴場入浴料金改正の必要性を検討し、その結果を県と共有した上で、県は令和 8 年度の早い時期に再度審議会の開催が図られるよう検討すること。

公衆浴場入浴料金の統制額の改定額大人料金 500 円、中人料金 200 円据え置き小人料金 100 円据え置き。

以上宜しいか。

委員全員： 異議なし

〈審議後〉

- 健康福祉局健康危機管理担当部長から謝辞
- 会長から広島県に対して答申書を交付し、審議会の終了を宣言する。

7 会議の資料名一覧

- ・ 委員名簿
- ・ 次第
- ・ 当日配布資料
- ・ 答申書